

令和6年横瀬町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月) 午前10時から10時27分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長 5番 富田哲夫

会長職務代理者 2番 浅見明仕

農業委員 1番 武藤量司

3番 八木原智宏

4番 若林想一郎

6番 小泉茂樹

7番 町田幸広

8番 村越聡

9番 平沼邦夫

10番 千島孝夫

農地利用最適化推進委員 第1 平沼良一

第2 関口孝夫

4. 欠席委員(1人)

農地利用最適化推進委員 第3 石黒夢積

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 町田勝一

書記 浅見聡

赤岩亮輔

7. 会議の概要

議長 若干早いのですけれども、全員の方がおそろいになりましたので、始めたいと思います。お盆も過ぎて、少し朝晩、暑さが和らいできたのかなというを感じる今日この頃でございます。

それでは、始めたいと思います。本日は、石黒夢積推進委員さんから欠席の旨の報告がございましたので、皆様にご報告を申し上げる次第です。

本日の出席委員は12名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しております。ただいまから令和6年第8回横瀬町農業委員会を開会いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

6番、小泉茂樹委員、7番、町田幸広委員のご兩名にお願いします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第10号番号1について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号番号1について説明いたします。

議案第10号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況地目は畑で、計画面積は370.41平方メートルとなります。申請者は、議案書にございますとおり、町内在住の方です。申請理由は自己用住宅、権利の種類は使用貸借権の設定35年となっております。

4 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苧米 5 区、寺坂棚田駐車場より南西に約 150 メートルのところが申請地になります。現在、申請人家族は母、長男、次男の 3 人暮らしですが、手狭となっているため、現在の住居地に隣接する形で自己用住宅を建設したいとのことでの申請でございます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第 10 号番号 1、農地法第 5 条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8 月 18 日午後 5 時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、寺坂棚田駐車場から南西方面に約 150 メートルのところにある農地です。事務局の説明にもありましたが、現在の住居が手狭になったため、現住居と隣接する土地での自己用住宅の建築をしたいということで転用申請であります。代替の土地もないとのことなので、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員 10 番、千島委員、お願いします。

千島委員 補助委員の千島です。上程されました議案第 10 号番号 1 について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8 月 18 日午後 5 時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。事務局や平沼推進委員の説明にもあったとおり、現住居が手狭になっているための転用申請であり、周辺農地に与える影響も少ないと判断されるため、転用許可はやむを得ないのではないかと思います。

皆様のご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第10号番号1につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第10号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第10号番号2につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第10号番号2について説明いたします。

議案第10号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は畑で、計画面積は491平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり飯能市在住の方で、譲渡人は、議案書にございますとおり横瀬町在住の方です。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根7区、おきうね農園より南西に約100メートルのところ申請地になります。譲受人は現在飯能市内に在住ですが、かねてより申請地付近での居住を希望しており、当該農地での自己用住宅を建設したいとのことでの申請でございます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第10号番号2、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月17日午前11時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、おきうね農園から南西方面に約100メートルのところにある農地です。事務局の説明にもありましたが、譲受人がかねてより当該農地付近への移住を希望しており、自己用住宅地の建築をしたいということでの転用申請であります。代替の農地もないために、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 続きます。補助委員の説明に移ります。

補助委員、3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第10号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月17日午前11時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。事務局や関口推進委員の説明にもあったとおり、申請地につきましては、自己用住宅であれば周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、転用許可はやむを得ないのではないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時14分

議 長 会議を再開いたします。

担当委員の所見を終了いたしました。

続きます。質疑に移ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第10号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第10号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関しましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きます。議案第10号番号3につきまして、事務局から説明を求めま

す。

事務局 議案第10号番号3について説明いたします。

議案第10号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は畑で、計画面積は360平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり横瀬町で、譲渡人は、議案書にございますとおり横瀬町在住の方です。申請理由は資材置場の一時転用で、権利の種類は使用貸借権の設定6か月間となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西16区集落センターの南西約150メートル付近に申請地がございます。この農地について、横瀬町が発注する公共下水道工事に伴い、資材置場として一時転用したいとの申請でございます。当該農地は農業振興地域における農用地であり、農地法の規定により原則不許可となっておりますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する一時的な利用であり、また、同号ロに規定する農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、転用可能と判断されます。

なお農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第10号番号3、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月19日午後4時頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、川西16区集落センターの南西、約150メートル付近のところにある農地です。今回の申請は、横瀬町が発注する公共下水道工事に伴い、資材置場として一時転用するものでありますので、特段問題はないと思われま。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第10号番号3につきまして所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月19日午後4時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局の説明にもありましたとおり、横瀬町が発注する公共下水道工事に伴い、資材置き場として一時転用するものでありますので、特段問題はないと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして担当委員の所見を終了します。

続きまして質疑に移ります。

武藤委員。

武藤委員 資材置場の配置図にありますが、17区町内川東污水支線418工事と記載されていますが、これは川東ではなくて川西の間違いではないですか。

事務局 ただいまのご質問でございますが、こちらのほうの確認しないと分からないのですが、川東のもともとの污水のほうの支線ということで、それにつながるということでこの名前かもしれません。少しこれについて確認をさせていただきます。

議長 では、それを確認して、後でまた返事をしてください。

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

武藤委員 契約の中で、これは〇〇〇が請け負っていますが、こういった場合、一時転用などは請け負った業者が資材置き場を手配するのではなくて、町がやるものなののでしょうか。〇〇〇が請けて、資材置場でやるのに、なぜ町が行うのかと思ったのですが。

議長 農地改良などの場合は業者ですよね。業者の名前になると思います。

武藤委員 普通は業者が手配するのではないかなと思ったのですが。

若林委員 以前の審議でも14区で同じような事案がありましたよね。

事務局長 14区でも12区でも駐車場などの確保で同じような事案がありました。

武藤委員 分かりました。発注業者が請け負ったのではなくて。今までの14区のもの、〇〇さんのところとかみんなそうでしたね。

事務局 ただいまのご質問でございますが、以前は業者のほうで全て用意するというケースが多々あったのですが、最近の下水のほうの工事はほぼ町のほ

うで用意しているような状況でございます。

武藤委員

はい、了解です。

議長

ほかにごございますでしょうか。質疑のある方はどうぞ。よろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議長

それでは、お諮りをいたします。

上程中の議案第10号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第10号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第10号番号4につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第10号番号4について説明いたします。

議案第10号番号4の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、計画面積は13平方メートルです。譲受人は、議案書にごございますとおり町内の法人で、譲渡人は、議案書にごございますとおり横瀬町在住の方です。申請理由は進入路で、権利の種類は所有権の移転となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苧米5区、苧米公会堂の北西約150メートル付近に申請地がございます。現在、譲受人の管理する駐車場への進入路は、大型バスが曲がる際に切り返しが必要となっております。安全性を確保するために、大型バスが曲がることができるように進入路を拡張する申請でございます。

なお農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第10号番号4、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月18日午後5時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、苧米5区、苧米公会堂から北西に約150メートルのところにある農地です。事務局の説明にもありましたが、譲受人の経営する寺院の駐車場に進入するための曲がり角を広げる申請であります。該当寺院には観光大型バスが出入りしますが、駐車場への進入口の幅が十分に確保されておらず、危険が伴うため転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、千島委員、お願いします。

千島委員 補助委員の千島です。上程されました議案第10号番号4について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月18日午後5時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。事務局や平沼推進委員の説明にもあったとおり、駐車場への進入口を広げるための申請であり、周辺農地に与える影響も少ないと判断されるため、転用許可はやむを得ないのではないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員の所見を終了します。

続きまして質疑に移りたいと思います。質疑のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第10号番号4につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第10号番号4、農地法第5条の規定による許可申請に関す

る件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、お諮りいたします。議事録での字句の整理につきましてお諮りをいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思えます。ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午前 10時27分)